

「四国中央市紙婚祝福事業食事券」登録店舗募集要領

1. 趣旨

結婚から一年目を迎える夫婦に対し、水引飾りの記念品及び市内の飲食店で使用できる食事券を交付する四国中央市紙婚祝福事業を実施することにより、若者の市内への定着を促進することを目的とする。

2. 事業の概要

- (1) 対象者：令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に婚姻届けを提出し、受理された夫婦で、令和6年11月1日において、夫婦のいずれかが市内に居住している者
- (2) 交付内容：水引飾りの記念品及び市内の飲食店で使用できる食事券10,000円分
- (3) 事業開始日：令和6年11月22日
- (4) 有効期限：食事券を使用できる期間は、令和6年11月22日から令和7年2月末日まで

3. 取扱店の募集概要

- (1) 募集期間 令和6年8月1日（木）～令和6年10月18日（金）
- (2) 対象事業者 以下の3点を満たす事業者
 - ①食事券が利用可能な事業者
 - ②専ら飲食の用に供する客席（休憩の用を兼ねる客席を除く。）を備えて市内で営業しており、店舗において飲食を提供することが可能な事業者
 - ③食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の規定による営業の許可（食品衛生法施行条例（平成12年愛媛県条例第16号）別表第4に規定する飲食店営業及び喫茶店営業の許可に限る。）を愛媛県知事から受けた事業者

4. 取扱店参加資格

本事業に賛同し、食事券が利用できる四国中央市内に事業所又は店舗等を有する事業者を対象とします。

なお、次に掲げる者は取扱店に登録することができません。

- ・四国中央市暴力団排除条例（平成23年四国中央市条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等
- ・風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を行う者
- ・その他、市長が不相当と認める者

5. 登録申請方法

食事券対象店舗登録申請書に必要事項を記入の上、募集期間内にこども家庭課まで提出してください。

※なお、食品衛生法第 55 条に規定する営業許可証の写しを添付してください。

登録申請のあった事業者は、市での審査を経て、その結果を事業者あてに通知します。ただし、承認後であっても申請内容に虚偽・不正があった場合等、市が適切でないと判断した場合には承認を取り消すことがあります。

6. 取扱店遵守事項

- (1) 食事券の転売、交換、譲渡、売買及び再利用は行わないこと
- (2) 食事券の受け取りを拒まないこと。ただし、食事券の破損、汚損等の程度が大きい場合はこの限りでない
- (3) 有効期限の過ぎた食事券は受け取らないこと
- (4) 登録店舗の変更・追加・廃止等がある場合、速やかにこども家庭課に届け出る

7. 食事券の換金手続について

(1) 換金の流れ

- ・取扱店は、各月末で集計し、翌月の 20 日までに「食事券換金請求書」に必要事項を記入の上、使用された食事券（裏面に使用日、取扱店名等を記入）を添えて、こども家庭課に換金請求してください。
- ・こども家庭課は、審査の上、請求日から 1 カ月以内に指定口座に振り込みます。

(2) 換金請求にあたっての注意

- ※「四国中央市紙婚祝福事業ペアディナーチケット」であること。
- ※色合いが明らかに違うなど、偽造された食事券と判別できる場合は、食事券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報し、また、その旨をこども家庭課まで報告してください。